

大阪市規則第101号

大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例施行規則（昭和63年大阪市規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後                                                | 改正前                                               |
|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| （放置禁止区域以外の場所で撤去の対象となる自転車等の放置期間）                    | （放置禁止区域以外の場所で撤去の対象となる自転車等の放置期間）                   |
| 第4条 条例第10条第3項に規定する <u>市規則</u> で定める期間は、7日とする。       | 第4条 条例第10条第3項に規定する <u>市長が</u> 定める期間は、7日とする。       |
| （撤去及び保管に係る費用の額）                                    | （撤去及び保管に係る費用の額）                                   |
| 第8条 条例第12条第2項の規定により <u>市規則</u> で定める費用の額は、次のとおりとする。 | 第8条 条例第12条第2項の規定により <u>市長が</u> 定める費用の額は、次のとおりとする。 |
| (1) 自 転 車 1台につき <u>3,500円</u>                      | (1) 自 転 車 1台につき <u>2,500円</u>                     |
| (2) 原動機付自転車 1台につき <u>5,000円</u>                    | (2) 原動機付自転車 1台につき <u>4,000円</u>                   |

附 則

- この規則は、令和6年10月1日から施行する。
- この規則による改正後の大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に撤去し、保管した自転車等（大阪市自転車等の駐車の適正化に関する条例（昭和63年大阪市条例第31号）第2条第3号に規定する自転車等をいう。以下同じ。）の撤去及び保管に係る費用について適用し、同日前に撤去し、保管した自転車等の撤去及び保管に係る費用については、なお従前の例による。